



群馬労働局の取組 トピックス (令和6年11月27日配信)

- ①12月はハラスメント撲滅月間です！
- ②年末年始はたっぷり休んでリフレッシュ！



発信者 雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せておりますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。（027-896-4739）

① 12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しています。その一環として「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

職場におけるハラスメント対策シンポジウム（厚生労働省主催）

1 日時

令和6年12月10日（火）13時30分～15時15分（13時オンライン画面スタート）

2 内容

（1）基調講演

「カスタマーハラスメント対策の現状について」

講師：原 昌登教授（成蹊大学法学部）

（2）パネルディスカッション

「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

3 お申し込み

応募フォームよりお申し込みください。参加は無料です。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



群馬労働局

ハラスメント対応特別相談窓口

群馬労働局では、職場におけるハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方の相談に応じています。

事業主の方からの相談も、受け付けています。

お気軽にお電話ください。



群馬労働局HP

▶ 電話番号

027-896-4739

▶ 開設場所

群馬労働局雇用環境・均等室

▶ 受付時間

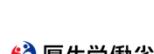
8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

▶ 住 所

前橋市大手町2-3-1
前橋地方合同庁舎8階



※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。相談窓口は年間を通じてご利用できます。



群馬労働局 雇用環境・均等室



ハラスメント関係資料等を入手 したい方は、こちらをご覧ください！ ポータルサイト 「あかるい職場応援団」

パンフレットや研修動画を提供しています。
カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等も
ご活用ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



カスタマーハラスメント
対策企業マニュアル作成事業検討委員会

令和3年度厚生労働省委託事業、東京海上日動火災保険株式会社受託



② 年末年始はたっぷり休んでリフレッシュ！

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけます。群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。 ☎ 027-896-4739



(年次有給休暇取得促進特設サイトURL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



厚生労働省
特設サイト

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室